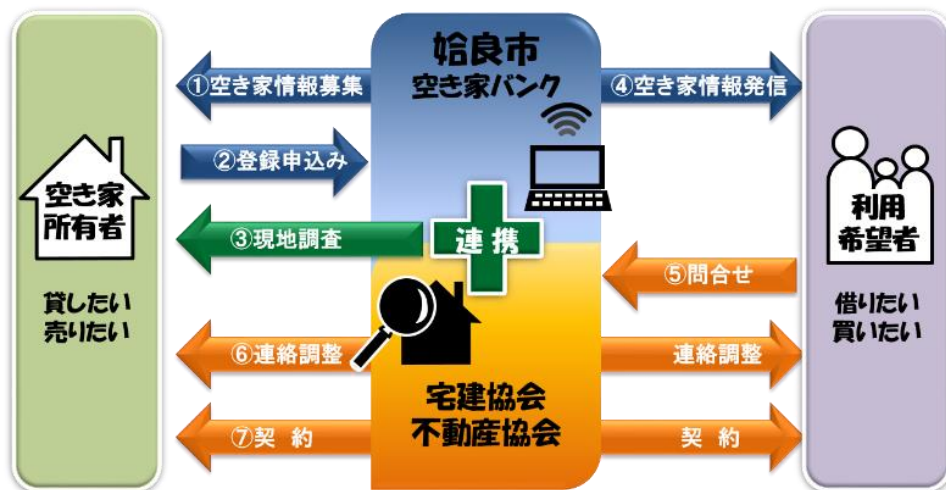


始良市内に空き家を所有する皆様へ

始良市空き家バンクに
登録(売買、賃貸)してみませんか!!

始良市空き家バンクイメージ図



【空き家バンクとは・・・】

空き家を売却・賃貸したい人（所有者等）と、居住するために空き家を購入・賃借したい人（住替え・移住希望者）とをつなぐための制度です。

空き家の再利用や有効活用を図り、始良市への定住促進に寄与することを目的としています。

空き家バンクの運営主体は始良市です。市は、所有者から登録申込を受けた空き家を調査し、情報を市のホームページ上に公開します。

物件の媒介は、市と協定を結んだ宅建協会・全日本不動産協会の会員事業者に依頼します。

～ご利用のながれ～

①賃貸・売却物件の登録

賃貸・売却物件を登録していただける方は、市へ登録申込書を提出してください。（担当の事業者を決定します。）

※登記名義人が亡くなられており、相続人が申請される場合は、登記の変更をされてからご申請された方が登録がスムーズにいきます。

②現地調査

市の担当者と担当業者が現地の物件を確認します。所有者の同行もお願いします。（代理可）

③空き家バンク登録・情報提供

調査後、物件台帳へ登録し、市のホームページ及び窓口で広く情報を提供します。

④物件の交渉・契約

入居希望の申し出があれば、所有者へ連絡します。契約交渉は、仲介事業者・所有者・利用希望者の3者で行います。

【登録できる物件】

・始良市内にある、個人が居住を目的として建築した戸建て住宅で、空き家となっているもの（予定も含む。）

【登録できる方】

・空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる方。



登録時に確認していただく事項

①登録予定の物件の現地調査を、市の担当者と事業者で行い、土地や家屋の状態確認や写真撮影をさせていただきます。その際には、所有者の立ち会いをお願いします。(代理も可)

※物件の状態によっては、登録できない場合もあります。

②登録いただいた物件情報は、空き家バンク登録台帳に登録するとともに、始良市のホームページ等に掲載し、広く情報提供を行います。(ホームページ等では、物件の現況及び写真等を掲載。個人情報掲載しません。)

③登録申込を受けた時点で事業者を選定し、契約・交渉等は担当の事業者が仲介します。

④市は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しません。契約等に関する一切の問題等については、当事者間・媒介業者で解決するものとなります。

⑤物件の賃貸・売買の契約が成立した場合は、所定の仲介手数料等を仲介する事業者へお支払いいただきます。

◆始良市空き家リフォーム補助制度 創設！

空き家の有効活用を図るため、空き家の「リフォーム」及び「家財道具の処理・撤去」に対して補助を行う制度です。

(入居予定者がいることなど、空き家を活用することが要件です。)

①空き家のリフォーム：修繕・補修等にかかる費用の補助

補助金額・・・補助対象経費の30% (限度額30万円)

②家財道具の撤去：不要物の撤去にかかる費用について補助

補助金額・・・補助対象経費の30% (限度額10万円)

※事前に申請が必要です。諸条件がありますので、市のホームページを参照いただくか、担当へお問合せください。

☆空き家対策特別措置法の施行(平成27年5月)

増え続ける空き家への対策が求められています！
空き家の適正管理は所有者の責任です！

☆お困りではないですか？

- ・空き家を所有しているけど、管理が大変。
- ・借り手、買い手を見つけたいがどうしたらよいかわからない。
- ・空き家を有効に活用したい。



☆空き家をそのまま放置していると・・・

- ・空き家のまま放置し、適切に維持管理を行わないと老朽化が急激に進みます。
- ・風化した空き家は、防犯・防災上の問題や地域の景観悪化などの問題が心配されます。

「始良 空き家」で検索！！

※始良市ホームページに「空き家バンク情報」を掲載しています。
現在登録中の物件も確認できますので、ご参照ください。

【問合せ先】

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町2-5

始良市役所 地域政策課 地域政策係

電話 0995-66-3111 (244・245)

FAX 0995-65-7112

Email seisaku@city.aira.lg.jp

ホームページ <https://www.city.aira.lg.jp/>